

令和 7 年 第 16 回 委員会議題

令和 7 年 7 月 17 日

1 議 案

議案第 69 号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第 70 号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 69 号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、西区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

○公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
 - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
 - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第 70 号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、西区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
 - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
 - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

議案第 7 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第 6 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における西区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 8 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

専決第 7 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における西区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 10 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法同法施行令第 24 条第 1 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 49 条の 7 による読替後の第 25 条の規定による。

○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称(	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日に

		において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が封印をし
	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

専決第 8 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の変更について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における西区の投票区の期日前投票所の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 14 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法 48 条の 2 第 5 項による読替後の公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法

(期日前投票)

第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日
第三十八条第二項	投票所	期日前投票所
第三十八条第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二条第一項 ただし書	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十六条第一項 から第三項まで及び 前条第二項	投票所	期日前投票所
第五十一条	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する第六十条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第五十三条第一項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続

		き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第五十三条第二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。